

# 西之表市建築物耐震改修促進計画



平成 22 年 3 月

鹿児島県西之表市



# 《 目 次 》

<b>西之表市建築物耐震改修促進計画策定の背景</b>	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 対象区域	2
4 計画期間	3
5 対象建築物	3
6 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定	7
<b>I 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>	10
1 想定される地震の規模、被害の状況	10
2 西之表市内の耐震化の現状	16
3 耐震改修等の目標の設定	18
4 市有建築物の耐震化の促進	21
<b>II 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項</b>	22
1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針	22
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	22
3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	22
4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	25
<b>III 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項</b>	26
1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	26
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	26
3 市民への啓発及び情報提供	26
4 自治会等との連携に関する事項	27
<b>IV その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</b>	28
1 鹿児島県との連携	28
2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	28
3 計画の検証	28



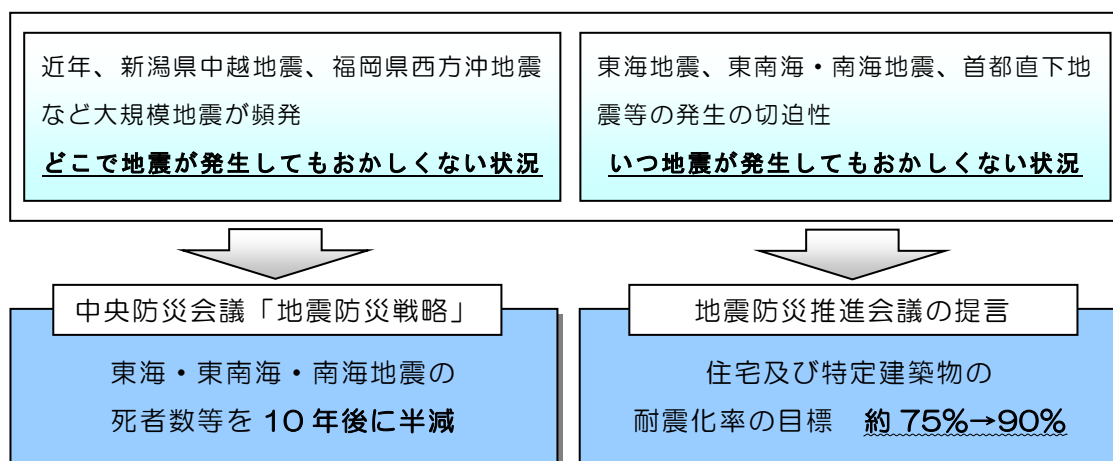
# 西之表市建築物耐震改修促進計画策定の背景

## 1 計画の目的

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により多数の尊い命が奪われ、このうちの 9 割の方々が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。そして、この倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和 56 年以前に建設された現行の新耐震基準に適合していない住宅・建築物でした。



近年では、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が頻発しており、大地震がいつどこで発生しておかしくない状況にあるとの認識が広がっています。



そのような中、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され（平成 18 年 1 月施行）、各公共団体において計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」を策定することとなりました。

都道府県には当該計画の策定が義務付けられ、鹿児島県では平成 19 年 7 月に「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」が策定されています。

県計画では、市町村においても国の基本方針と県計画の内容を勘案し、できるだけ早期に策定に努めることとされています。

こうしたことから、「西之表市建築物耐震改修促進計画」（以下、「本計画」）を策定しました。本計画は、いつ発生するかわからない大規模な地震に対し、住宅や建築物の耐震化を促進して、市民の生命や財産を守ることを目的とするものであり、耐震化の現状を把握するとともに、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等を定めます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、西之表市防災計画並びに「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)第 4 条の規定に基づき、国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号。以下「基本方針」という。)を踏まえ、耐震改修促進法第 5 条第 7 項に基づき策定します。

また、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」、「西之表市長期振興計画」など既往計画との整合のもとに、西之表市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定します。

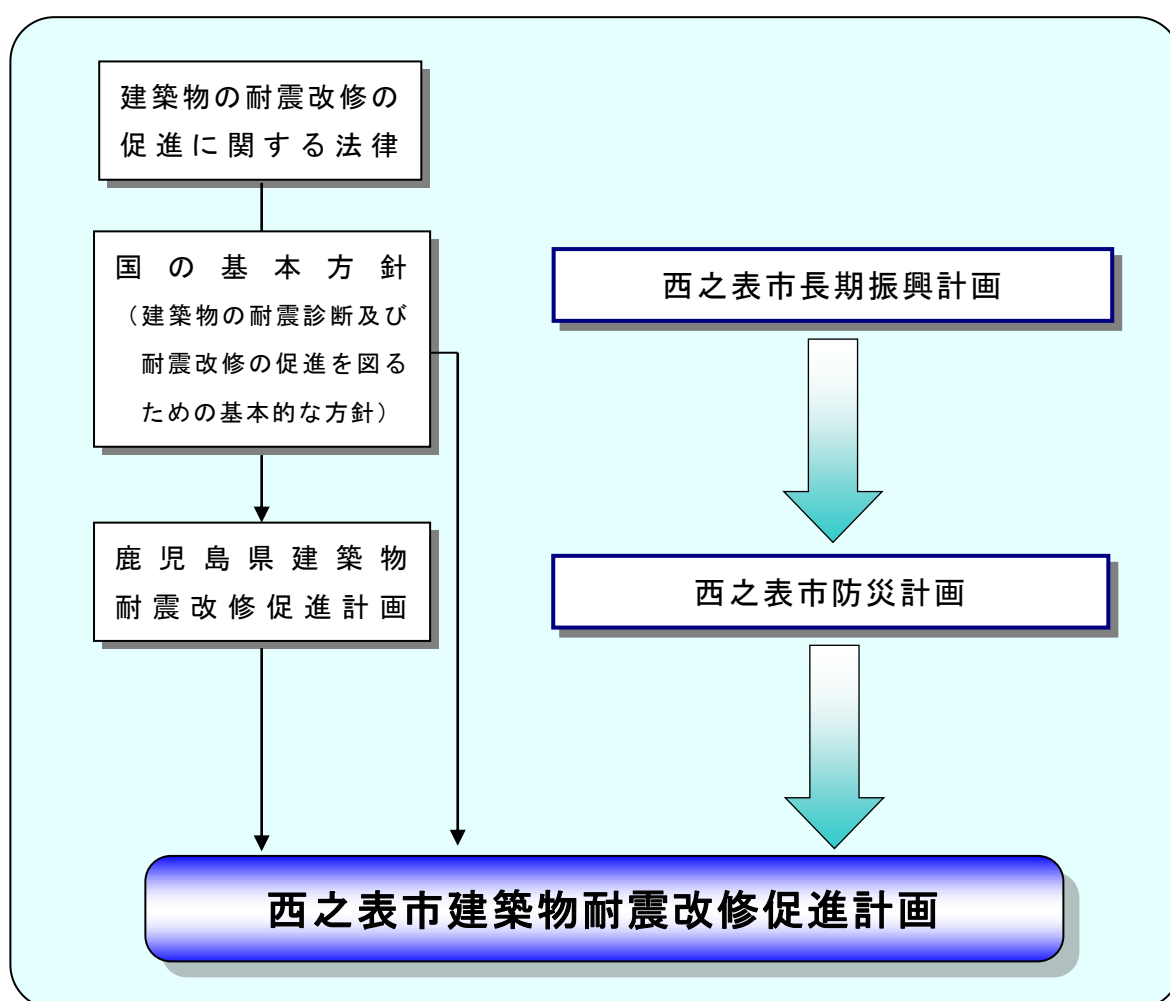


図 西之表市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

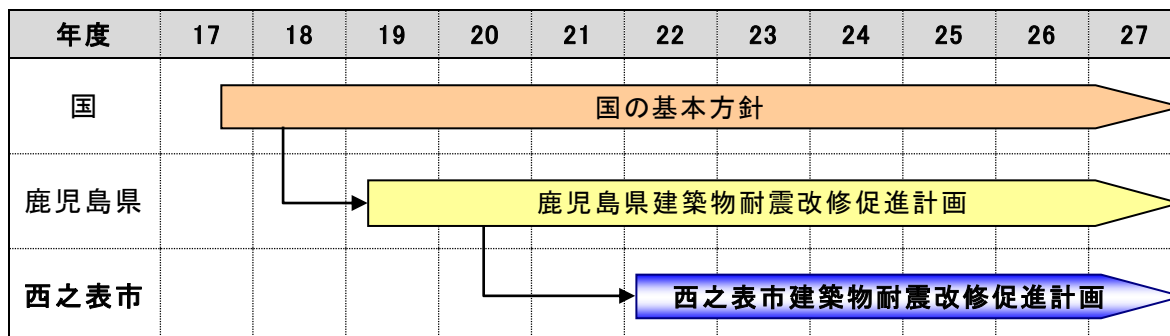
## 3 対象区域

本計画の対象区域は、「西之表市全域」とします。

## 4 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画との整合を図り、平成 22 年から平成 27 年度までの 6 年間とします。

また、定期的に進捗を把握し、目標及び計画に応じて見直しを行うこととします。



## 5 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、「住宅」、「特定建築物」及び「防災拠点」を含む建築物とします。

本計画では、特に住宅及び特定建築物について、具体的な耐震化の目標や目標達成のために必要な施策等を定めます。

### 【対象建築物】

#### ①住宅

- ・木造、鉄筋コンクリート造等の構造を問わず、すべての住宅

#### ②特定建築物

##### ア 多数の者が利用する建築物(法6条1号建築物)

- ・幼稚園等(2階以上かつ500㎡以上)
- ・小学校、中学校、福祉施設等(2階以上かつ1,000㎡以上)
- ・その他学校、病院、集会場、図書館、ホテル、百貨店、賃貸共同住宅等(3階以上かつ1,000㎡以上)
- ・体育館(1階以上かつ1,000㎡以上) など

##### イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法6条2号建築物)

- ・火薬類、石油類、毒物、劇物等(10トン以上など)

##### ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(法6条3号建築物)

- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

#### ③防災拠点

- ・防災上重要な拠点となる各庁舎、消防施設、医療機関及び避難場所や物資の集積拠点としても利用される小・中学校、公民館などの建築物

【要件】

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表 多数の者が利用する特定建築物の要件

※1 法	政令 第2条第2項	用途	規模	
第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅 <sup>※2</sup> （共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
第4号	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	

※1 耐震改修促進法 ※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づける。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとします。

表 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件

※1 法	政令 第3条 第2項	危険物の種類		数量
第6条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管 又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若 しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭 又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用 した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は 爆薬の区分に応じ、それぞれ火 薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く)	危険物の規制に関する政令別表第 3の類別の欄に掲げる類、品名の 欄に掲げる品名及び性質の欄に掲 げる性状に応じ、それぞれ同表の 指定数量の欄に定める数量の10 倍の数量	
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備 考第6号に規定する可燃性個体類	30トン	
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備 考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号	マッチ	300マッチトン ※2		
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定 する毒物	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定 する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン		

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、  
7200個、約120kg

### ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

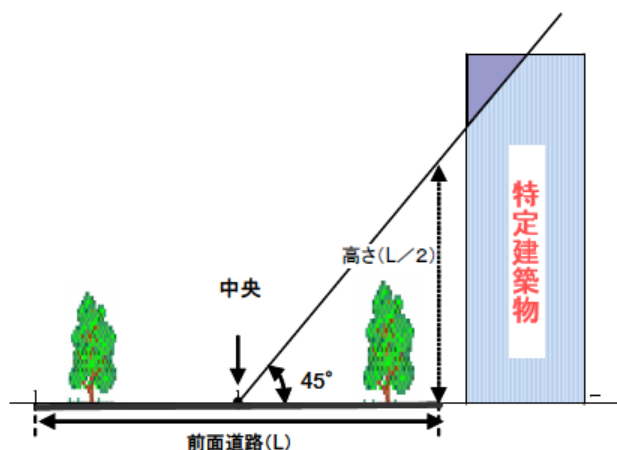
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6m）を加えたものを超える建築物とします。

#### ■地震発生時に通行を確保すべき道路（法第 5 条第 3 項）

##### <地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模>

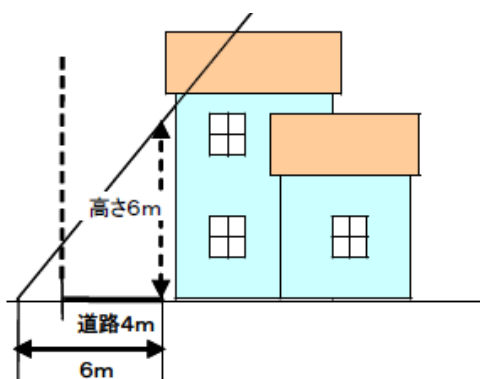
##### 1) 道路幅員 12m を超える場合

- ・ 前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2。



##### 2) 道路幅員 12m 以下の場合

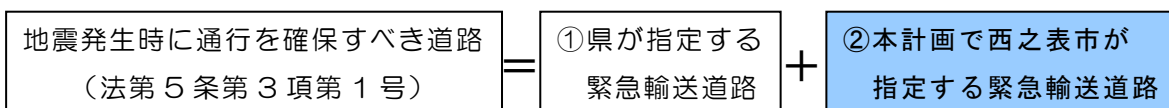
- ・ 前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m。



（出典：国土交通省ホームページ）

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

### (1) 「地震発生時に通行を確保すべき道路」について



#### ①県が指定する緊急輸送道路

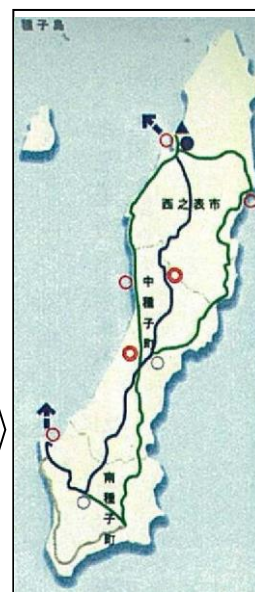
地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、「鹿児島県地域防災計画」において第1次、第2次緊急輸送道路が指定されています。(「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」においても、大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線として同路線が指定されています。)

##### ■第1次緊急輸送道路〔—〕

地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、県庁、県出先機関、地方生活圏中心都市の役場、空港、港湾と接続する。

##### ■第2次緊急輸送道路〔—〕

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給の確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、国土交通省、公団等の出先機関、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、自衛隊機地、消防署・消防本部、警察署、総合病院等と接続する。



資料：鹿児島県地域防災計画より

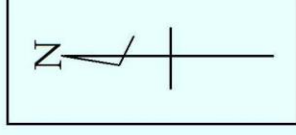
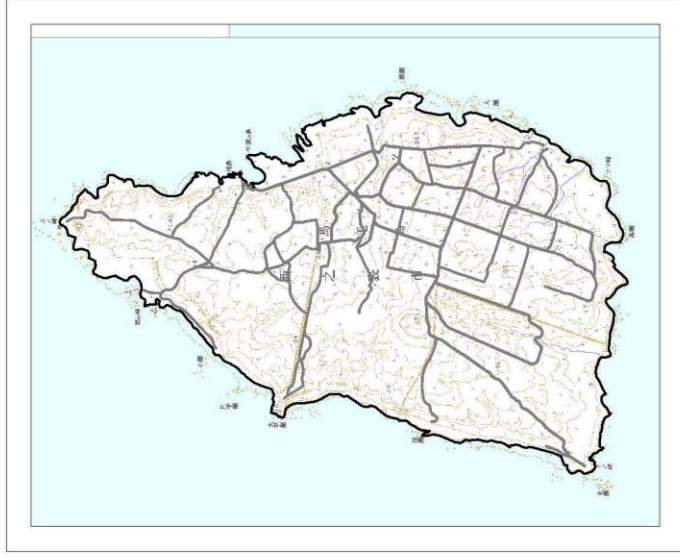
#### ②市が指定する緊急輸送道路

地震発生時において、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに、避難場所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図る緊急輸送道路等について、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。

指定にあたっては、以下の点に配慮します。

- 1) 「西之表市防災計画」における避難場所、病院、消防署、警察署、ヘリコプター発着場等。
- 2) 災害時の状況を考慮し、幅員の広い道路を優先し選定。
- 3) 避難場所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図るべき路線として、物資の輸送及び消火・救急等の車両が円滑に移動できる路線を選定。

# 地震発生時に通行を確保すべき道路

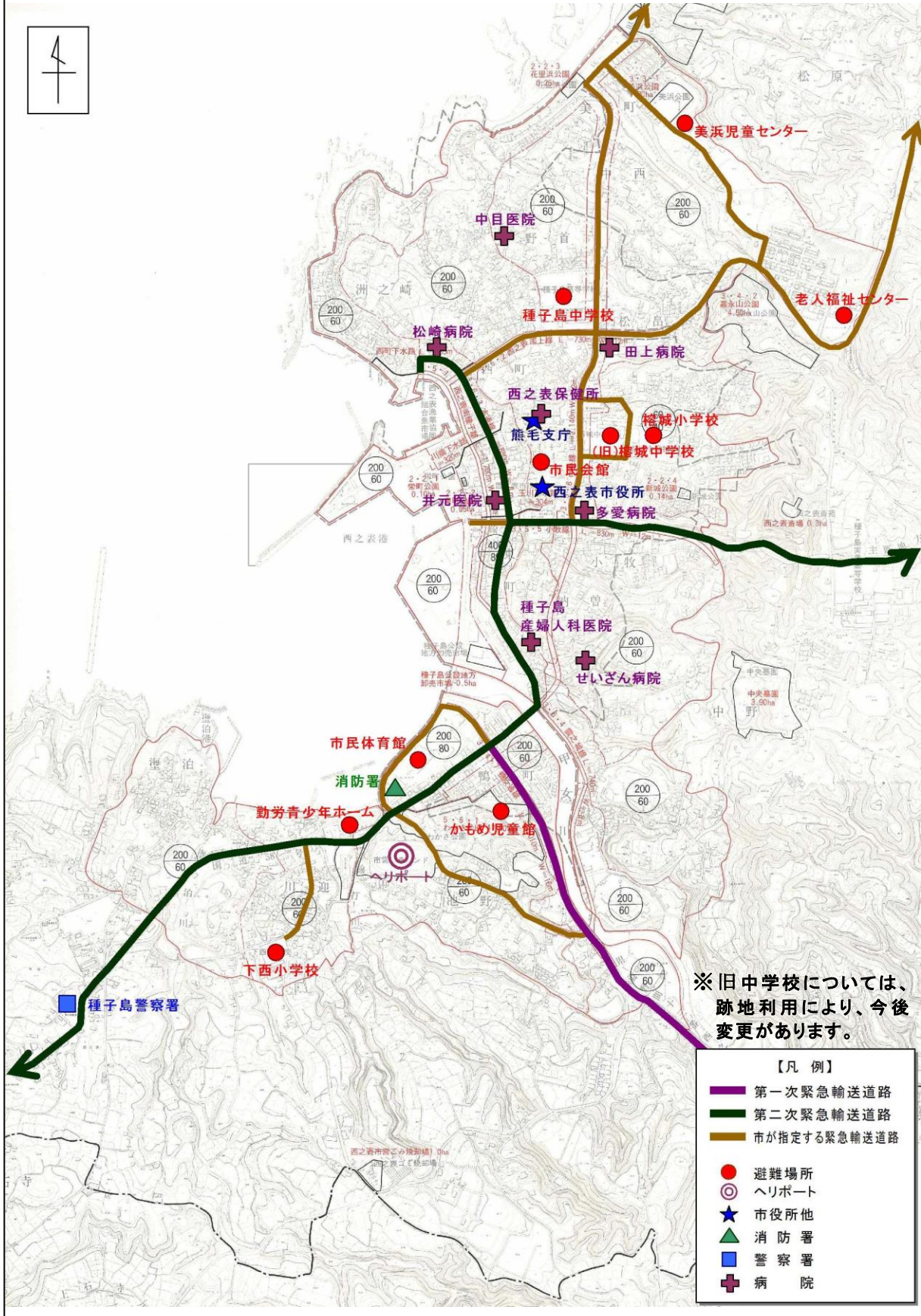


※旧中学校については、跡地利用により、今後変更があります。

### 【凡例】

- 第一次緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路
- 市が指定する緊急輸送道路
- 避難場所
- ★ 市役所
- ▲ 消防署
- 警察署
- ● ヘルプート
- 病院
- 行政界

地震発生時に通行を確保すべき道路  
【市街地部】



# I 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模、被害の状況

### (1) 県建築物耐震改修促進計画で想定された地震の規模、被害の状況

県内の活断層には、活動度 A ( $1 \leq S < 10S$  は断層の平均変位速度  $m/1,000$  年) のものは存在せず、また地震活動と個別の活断層の関係についても確認されていないため、以下の資料から過去の地震被害及び近年の地震活動に基づく想定地震を設定しています。

〔 鹿児島県地震被害予測調査報告書           平成 8年度 〕  
〔 鹿児島県地域防災計画（震災対策編）   平成 17年度 〕

想定される地震の規模と被害の状況は、下表の通りです。

表 想定される地震による人的被害と建築物被害の状況

想定される地震 (地震の規模)	人的被害		建物被害	
	死者	負傷者	大破	中破
①鹿児島湾直下 (M=7.1) (震度6弱)	全県 1,500人強	全県 12,000人弱	全県 17,000棟強 木造建物 15,000棟強 鉄筋コンクリート系建物 300棟弱 鉄骨系建物 1,000棟弱	全県 65,000棟強
②日向灘 (M=7.8) (震度6弱)	全県 240人程度	全県 3,000人弱	全県 3,400棟強 木造建築物 3,300棟強	全県 14,000棟強
③奄美大島近海 (M=8.0) (震度6強)	全県 70人強	全県 2,000人強	全県 4,000棟超	全県 7,000棟強
④県北部直下 (M=6.5) (震度6弱)	全県 120人強	全県 1,300人程度	全県 1,200棟弱	全県 7,300棟強
⑤県西部直下 (M=6.5) (震度6弱)	全県 170人強	全県 2,000人強	全県 2,200棟強	全県 11,000棟強

注) 活動度とは、活断層の程度をいい、過去の平均変位速度 ( $s$ ) で表し、1,000年間当たりの変位量を、1mと10cmを境に、A・B・Cの3ランクに区分する。

表 平均変位速度による活断層の活動度の分類

分類	第四紀の平均変位速度 S(単位: $m/1,000$ 年)		
	A	B	C
	$10 > S \geq 1$	$1 > S \geq 0.1$	$0.1 > S \geq 0.01$
変位地形	明瞭	明瞭	不明瞭

#### ■用語説明

『活断層』…最近の地質時代(第四紀:約200万年前から現在)に繰り返し動き、将来も活動することが想定される断層。

## (2) 鹿児島県における過去の地震

県本土は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できません。

表 鹿児島県内の過去の主な地震の状況  
(1990年以降で被害があったものを整理)

発生年月日	震源, 地震名等	地震の状況
平成 6 (1994) 2. 13	県北西部 M5.7	負傷者1, 住家一部損壊4
平成 7 (1995) 10. 18	奄美大島近海 M6.6	喜界島で震度5, 負傷者1。津波あり
平成 7 (1995) 10. 19	奄美大島近海 M6.5	喜界島で震度5。津波あり
平成 8 (1996) 9. 9	種子島近海 M5.7	中種子町で負傷者1, 住宅一部破損
平成 8 (1996) 10. 19	日向灘沖 M6.6	鹿屋市新栄町で震度5弱。宮崎で被害
平成 8 (1996) 12. 3	日向灘沖 M6.6	宮崎で被害
平成 9 (1997) 3. 26	薩摩地方 M6.5	川内, 阿久根, 宮之城で震度5強 重軽傷37名
平成 9 (1997) 5. 13	薩摩地方 M6.3	川内で震度6弱。重軽傷74名, 全壊4棟
平成 10 (1998) 12. 16	日向灘 M5.5	川内で震度5弱。重軽傷74名, 全壊4棟

資料：鹿児島県地域防災計画（資料編）（鹿児島県防災会議）

## (3) 西之表市における被害の想定

### ①西之表市における地震規模の設定

大地震（マグニチュード(M)6クラス）を発生させる活断層は未だ確認されていないものが多いため、どこで地震が発生するのかわからない状況です。

そこで、本計画では、内閣府が示している「全国どこでも起こりうる直下の地震(M6.9)」が西之表市直下で発生した場合を想定し、シミュレーションを行います。

想定したマグニチュード(M)6.9は、最近発生した被害地震である兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)M7.3、新潟中越地震M6.8でしたので、これらの中間的な値を採用しています。

#### ■用語説明

『マグニチュード(M)』…地震そのものの大きさを表す値で、揺れを感じた場所には関係しない。

『震度』…その地点の揺れの強さを示す値で、同じ地震でも場所によって異なる。

## ②建物被害想定

### 1)地形の概要

地震による建築物の被害の大きさは、地形・地質によって異なります。

種子島本島の地形は、丘陵地が広く分布し、河川沿いには台地や谷底平野が見られます。また、馬毛島では岩石台地が広く分布します。

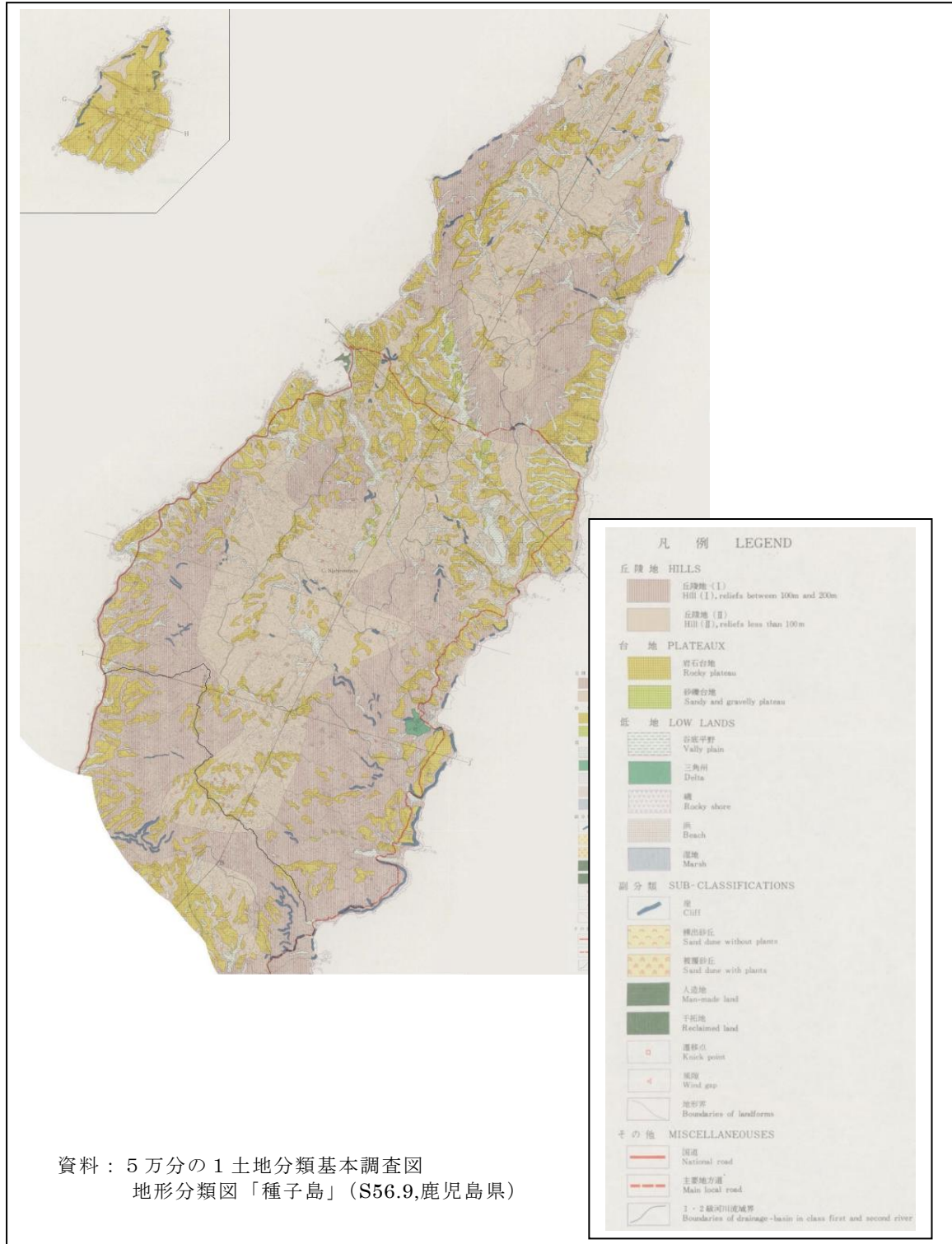


図 西之表市の地形分類

## 2)震度予測結果（揺れやすさマップ）

西之表市では、「市直下の地震（M6.9）」が発生した場合、震度5強から震度6弱の揺れが予想されます。特に、河川沿いの平野などでより強い揺れが予想されます。

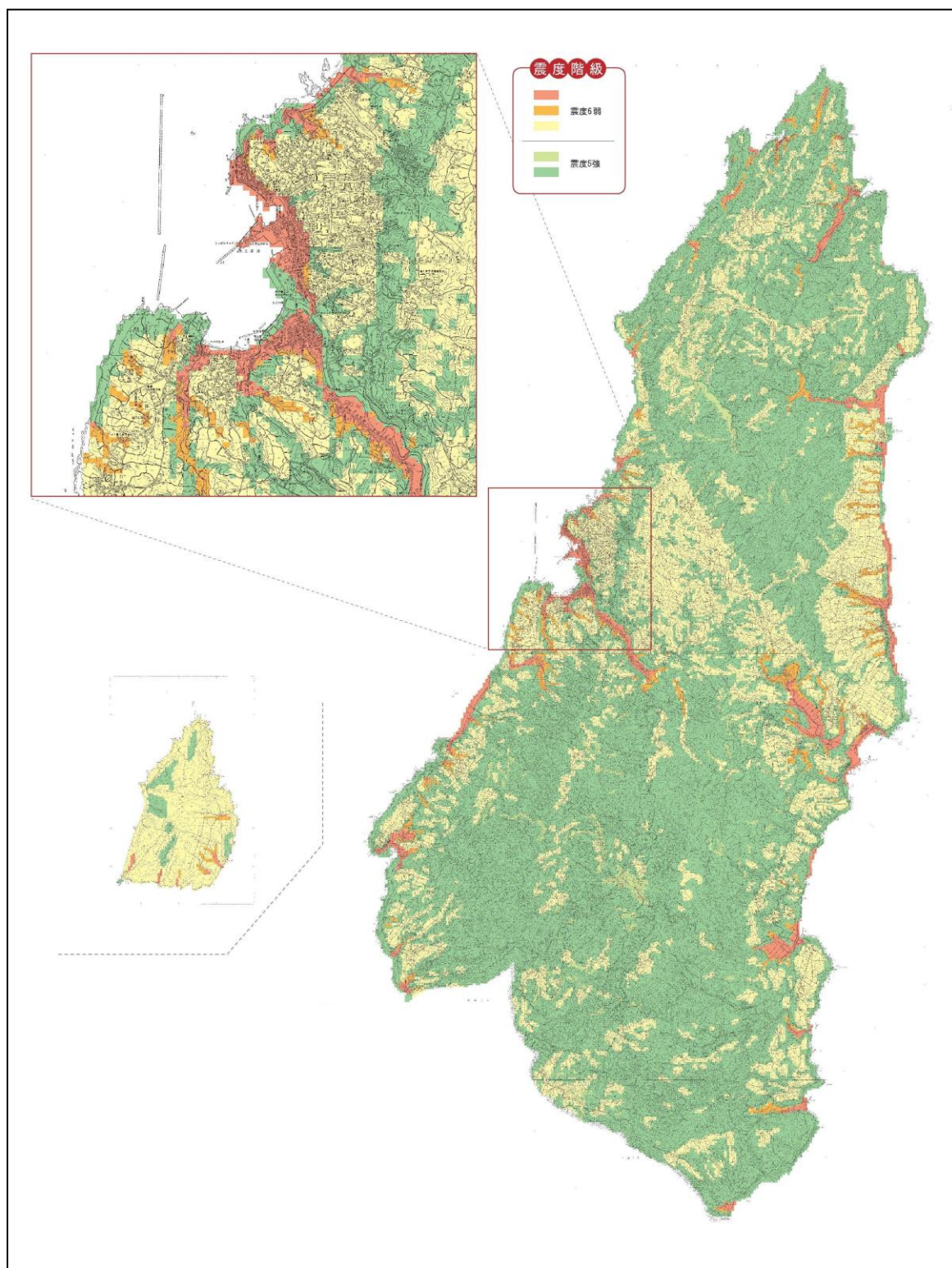


図 揺れやすさマップ

### 3) 地域危険度（建物全壊率）予測結果

震度予測結果（揺れやすさ）と建物の構造・建築年の関係から想定される地域危険度（建物全壊率）を推定しました。

西之表港周辺など、建物が密集しており、かつ揺れの大きい地域で、地域危険度は大きくなっています。これは地域の建物のうち昭和56年以前の建物（旧耐震基準の建物）の占める割合と揺れの大きさが影響しています。

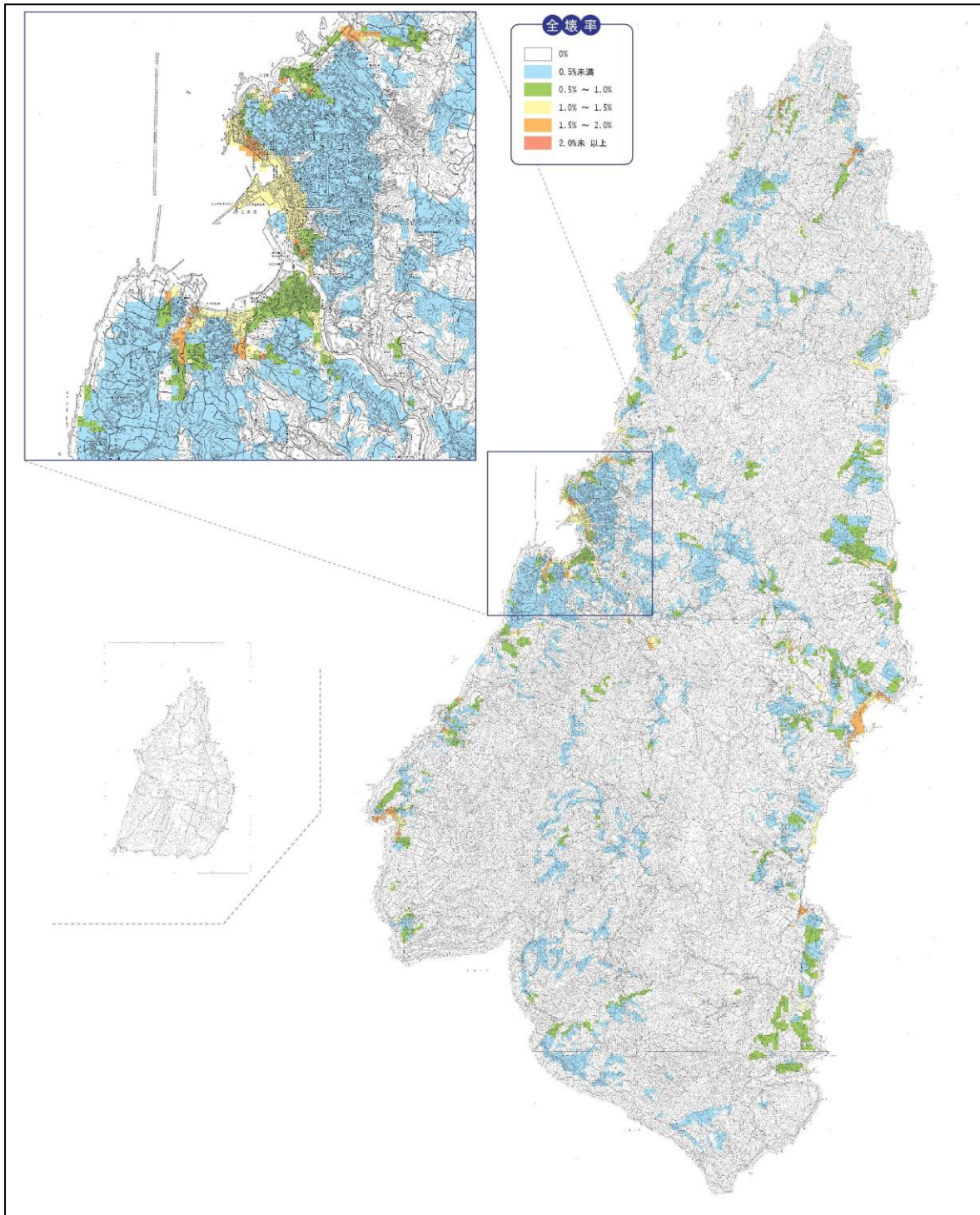


図 危険度マップ

### ③全壊・全半壊棟数の被害想定

建築物の全壊・半壊棟数の被害想定を、過去に全国で発生した大規模地震による被害状況より概算で推計した結果、全壊棟数が99棟、半壊棟数が260棟となり、全半壊棟数を合わせると359棟と推定されます。

表 市直下の地震による全壊・半壊棟数（概算）

地域	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数
安城	5 0.1%	38 0.5%	43 0.6%
安納	7 0.1%	19 0.3%	26 0.4%
伊関	2 0.0%	2 0.0%	4 0.1%
現和	14 0.2%	17 0.2%	31 0.4%
古田	4 0.1%	5 0.1%	9 0.1%
国上	12 0.2%	24 0.3%	36 0.5%
住吉	9 0.1%	22 0.3%	31 0.4%
西之表	46 0.7%	133 1.9%	179 2.6%
全体	99 1.4%	260 3.7%	359 5.2%

注1) 建築物の倒壊率および倒壊棟数は、固定資産課税台帳(H.21.8)を基に算出。  
注2) 阪神・淡路大震災における西宮市・鳥取県西部地震における鳥取市、芸予地震における呉市の計測震度と全壊率・全半壊率との関係より算出。

### ④建物被害による人的被害の想定

建物倒壊による死者・重傷者・負傷者数の想定を、過去に全国で発生した大規模地震による被害状況より概算で推計した結果、夜間では建物倒壊による死者数は7名、重傷者数は8名、負傷者数は72名と推定されます。

また、木造建物での人的被害が大きい結果となっています。

表 建物倒壊による死者・重傷者・負傷者数（概算）

	木造		非木造		合計	
	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
負傷者数	61	60	11	11	72	71
重傷者数	8	8	0	0	8	8
死者数	7	7	0	0	7	7

注1) 建物倒壊による負傷者数・重傷者数は、阪神・淡路大震災時における建物被害率と負傷者率との関係を用いた大阪府(平成9年)の手法により算出。  
注2) 想定地震による死者数は、300人以上の死者が発生した最近の5地震(鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、阪神・淡路大震災)の被害事例から求められた、全壊棟数と死者数との関係を用いて算出。

## 2 西之表市内の耐震化の現状

建築基準法及び建築基準法施行令は、昭和 56 年 6 月に大きく改正（新耐震基準）され、この基準により建築された建築物（以下「新耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても被害が少なく、概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多くなっています。

そこで、市内の建築物について、建築年により耐震性の有無を整理し、既に耐震診断済みのものについては、その結果を考慮しながら、本市の耐震化の現状を整理します。

### (1) 住宅の耐震化の現状

本市の住宅のうち、耐震性のある木造住宅は 48%、非木造住宅は 86%となっており、全体として 54%の耐震化率となっています。

表 耐震性のある住宅の割合 (単位：棟)

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり ①	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物 ①+②	耐震化率
			耐震性あり ②	耐震性なし		
木造	6,122	2,533	431	3,158	2,964	48%
非木造	1,056	456	456	144	912	86%
計	7,178	2,989	887	3,302	3,876	54%
			4,189			

資料：固定資産税課税台帳（平成 21 年 8 月）より集計（住宅の用途のみ抽出）

注）旧耐震住宅のうち「耐震性あり」の数値は、国土交通省の「関東ブロック内の住宅の耐震化に関するアンケート」の実績を参考に、昭和 56 年以前の木造住宅の 12%、非木造住宅の 76%は耐震性を有するものとして採用

### (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定する「多数のものが利用する建築物」の耐震化率は、公共建築物が 85%、民間建築物が 67%、全体で 81%となっています。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり ①	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物 ①+②	耐震化率
			耐震性あり ②	耐震性なし		
公共	33	21	7	5	28	85%
うち市有	23	16	3	4	19	83%
民間	9	5	1	3	6	67%
計	42	26	8	8	34	81%
			16			

資料：耐震改修促進法に基づく特定建築物調査台帳（平成 21 年 3 月 31 日）より集計

### (3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

本市においては、該当無し。

### (4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第6条第3号に規定する建築物の状況は以下の通りです。

県指定の第1次・2次の緊急輸送道路沿道の建物の耐震化率は45%、市指定の緊急輸送道路沿道の建物の耐震化率は32%であり、全体で38%の耐震化率となっています。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

	対象建築物			耐震化率
		新耐震建築物 (S56.6.1以降)	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)	
第1次・2次 緊急輸送道路沿道(県指定)	80	36	44	45%
市指定緊急輸送道路沿道	104	33	71	32%
合計	184	69	115	38%

資料：固定資産税課税台帳（平成21年8月）より集計

#### ■用語説明

『新耐震基準』…現在の耐震基準は、昭和56年の建築基準法改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。

『耐震化』…耐震改修や建築物の建替等によって、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

『耐震化率』…全建築物の中で、耐震性がある建築物の割合をいう。

### 3 耐震改修等の目標の設定

#### (1) 住宅の目標

住宅については、平成 27 年度に新耐震基準に適合する住宅の割合を 90%にすることを目標として、住宅耐震改修の促進に取り組みます。

表 住宅の目標

○現状(平成 21 年度) (単位:棟)

	総 数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木 造	6,122	2,964	3,158	48 %
非木造	1,056	912	144	86 %
計	7,178	3,876	3,302	54 %

約 1,680 棟を施策による耐震化  
(約 280 棟/年)

○目標(平成 27 年度) (単位:棟)

	総 数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木 造	5,800	5,220	580	90%
非木造	1,000	900	100	90%
計	6,800	6,120	680	90%

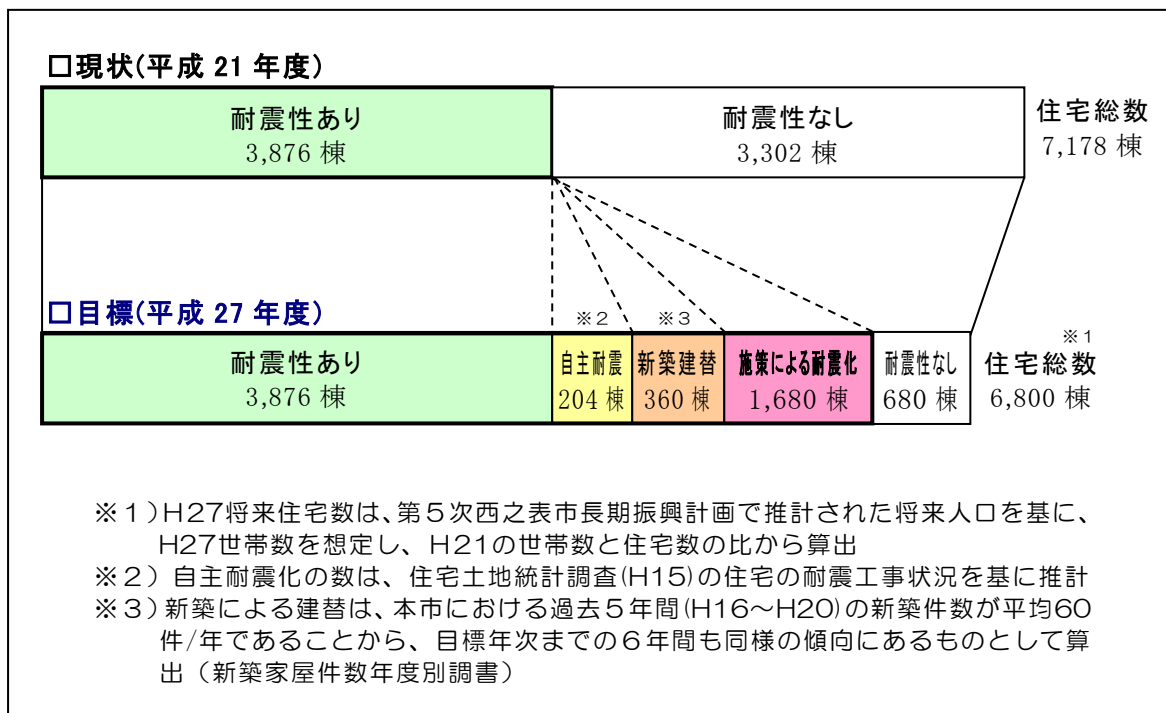


図 耐震化率の目標 90%とする考え方

## (2) 特定建築物の目標

### ①多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する特定建築物については、国の基本方針及び県計画の目標設定(90%)を踏まえ、平成27年度までの耐震化の目標を90%とします。

また、市が所有する公共建築物の耐震化については、積極的に取り組むとともに、災害時の拠点となる避難場所や学校などの特定建築物については、耐震化を優先的に実施します。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

○現状(平成21年度) (単位：棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
公共建築物	33	28	5	85%
民間建築物	9	6	3	67%
計	42	34	8	81%

4棟を耐震化  
(約1棟/年)

○目標(平成27年度) (単位：棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
公共建築物	33	30	3	91%
民間建築物	9	8	1	89%
計	42	38	4	90%

### ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標

本市においては、該当無し。

### ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標

県が定めた第1次、第2次緊急輸送道路沿道の特定建築物については、県と連携し、県の定める目標90%に達成するよう耐震化を図ります。

本計画に位置づけた市指定緊急輸送道路沿道の特定建築物については、国の基本方針及び県計画を踏まえ、平成27年度までの耐震化の目標を90%とします。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標

○現状(平成21年度)

(単位：棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
県指定道路	80	36	44	45%
市指定道路	104	33	71	32%
計	184	69	115	38%

97棟を耐震化  
(約16棟/年)

○目標(平成27年度)

(単位：棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
県指定道路	80	72	8	90%
市指定道路	104	94	10	90%
計	184	166	18	90%

## 4 市有建築物の耐震化の促進

### (1) 耐震化の現状

市有建築物の中には、先の特定建築物の規模に満たないものでも避難場所となるなどの重要な建築物があります。

そこで、市有建築物全体の耐震化の現状を整理すると下表の通りです。

市有建築物の耐震化率は 60%と推計されます。

表 市有建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

市有建築物 総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率
321	191	130	60 %

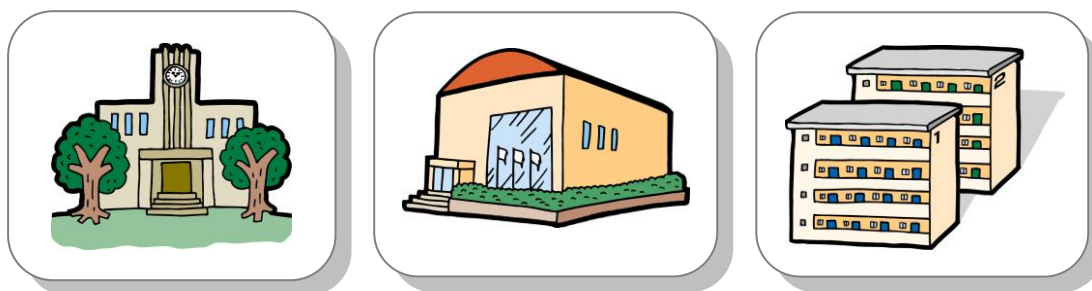
※耐震性の有無は、耐震診断実施済みの場合はその結果を採用し、未実施の場合は、建築年(S.56 年以降/以前)で判断。

### (2) 耐震化の目標

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たし、多くの市民が利用する市有建築物の耐震化を図ることが重要です。

特に、災害時の拠点となる庁舎や避難場所となる小・中学校・公民館などの耐震化の促進は最も重要であることから、これらの建築物については優先的に耐震化を進めます。

また、地震発生後における火災の発生への対応も特に重要であることから、消防施設についても優先的に耐震化を進めていきます。



その他の市有建築物についても耐震化を進め、平成 27 年までに、市有建築物全体で耐震化率 90%以上の目標を設定し、これに近づけるように計画的な耐震化を進めます。

## Ⅱ 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項

### 1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針

- (1) 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自発的・主体的に、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが重要です。したがって、本市は、所有者等の役割を支援する観点から、県との適切な役割分担により、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境づくりを行っていきます。
- (2) 本市は、建物の用途や立地条件による緊急性及び公益性等の優先順位に配慮した耐震化の促進施策を展開します。
- (3) 市有建築物については、被災者を一時収容する学校や公民館などの災害時の拠点となる施設の耐震診断・耐震改修を重点的に促進します。
- (4) 緊急輸送道路沿道の建築物は、地震発生時における円滑な避難や消火活動等を確保するため、耐震化を重点的に促進します。

### 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

本市は、市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発に努め、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

今後より一層の耐震化を促進していくため、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」等を活用するとともに、耐震診断・耐震改修に対する取り組みの支援策を検討します。

また、鹿児島県建築協会による助成事業（木造住宅の耐震診断費用一部負担）の活用などについて、市民に普及啓発を図ります。

さらに、様々な支援制度とともに、「耐震改修促進税制」や「地震保険」の活用について市民に周知するなど、普及啓発を図ります。

### 3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

#### (1) 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

近年、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。

そこで、本市における二次的被害発生防止への対応として、以下の施策について啓発活動を展開していきます。

#### ■用語説明

『耐震診断』…地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。

『耐震改修』…新耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、基礎や柱・はり・筋交いの補強など、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備を行うこと。

### ①家具の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建築物の被害が無くても家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れるなどの人的被害が多くみられます。

そこで、一般家庭での家具、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下事故防止のための安全装置の取り付け普及や地震発生時に備えた家具転倒に関する危険回避の知識普及・啓発を図ります。



### ②店舗等の商品棚の転倒防止対策

店舗等の商品棚には、背の高いもの、重い商品が陳列されているものなどありますが、このような場合、地震に対する揺れに弱く、僅かな揺れにおいても棚が転倒したり、商品が落下したりする他、それにより商品が大きな損害を受けたり、店内にいる人に危険を及ぼす恐れがあります。

そこで、建築物の所有者や店舗の管理者へ商品陳列棚の転倒防止や商品の落下防止対策についての知識普及・啓発を図ります。

### ③窓ガラス・屋外広告物等の落下防止対策

大規模な地震の際は、建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、看板等の落下による被害の恐れもあります。

これらの危険を防止するため、建築物の窓ガラス、外装タイル、ビルに取り付いている屋外広告物等の落下防止対策に関する普及・啓発を図ります。

### ④ブロック塀の安全対策

大地震が発生した場合、ブロック塀の倒壊等により、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞し避難や緊急輸送活動の妨げになる可能性もあります。

このため、所有者が責任をもって管理し、被害を未然に防ぐ必要があることから、ブロック塀に関する正しい知識について普及・啓発を図ります。

### ⑤エレベーターの安全対策

地震時のエレベーターへの閉じ込めによる災害を防止するため、既設エレベーターの点検、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について、既存エレベーターの所有者等に普及啓発を図ります。

## ⑥地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の防止対策

豪雨や地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を継続して実施します。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等を適正に執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第3条に規定された「がけ地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性を確認します。



## (2) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することが想定されます。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性についての注意喚起を目的に、「危険」(赤紙)、「要注」(黄紙)、「調査済」(緑紙)の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として重要です。



出典：全国被災建築物応急危険度判定協議会 HP より

本市は、大規模地震が発生した場合、市内の判定士に応急危険度判定の実施を要請します。また、市内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県内の応急危険度判定士の派遣を要請し、二次的被害発生防止に努めます。

---

#### 4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

「鹿児島県地域防災計画」において、「震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実にを行うことが必要である。」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク(計画図)」に定められています。



これらの路線とともに、本計画において、西之表市防災計画で定められた避難予定場所等と県で定めた緊急輸送道路を結ぶ路線等を市が指定する緊急輸送道路として選定、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定し、旧耐震基準で建築された緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化を促進します。

---

## Ⅲ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

#### (1) 鹿児島県

県は、平成8年度に実施した地震被害予測調査で、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定し、各想定地震の地震動そして人的被害や建物被害等について予測し、その結果を公表しています。

#### (2) 西之表市

本市は、地域住民の地震防災に対する意識啓発と避難情報の提供を目的に、地震による危険性の程度、避難場所や緊急輸送道路等を表示した地図（地震防災マップ）を作成・公表します。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供については、以下の窓口で対応しています。また、新聞、広報誌、ホームページ等を活用し、耐震診断・改修に関する普及啓発を行っていきます。

#### (1) 相談窓口

##### ①西之表市

- ・西之表市役所 建設課

##### ②鹿児島県

- ・鹿児島県庁 土木部 建築課
- ・熊毛支庁 建設部 建設課

##### ③建築関係団体

- ・(社)鹿児島県建築士事務所協会
- ・(社)鹿児島県建築協会
- ・(財)鹿児島県住宅・建築総合センター

#### (2) 相談内容

相談窓口では、各種支援制度や耐震診断、耐震改修を行う施工者の情報及び耐震改修の工法の紹介など、技術的な相談・耐震診断・耐震改修等に係る情報を提供します。

### 3 市民への啓発及び情報提供

#### (1) パンフレット等の作成とその活用

本市は、耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、市独自のパンフレットの作成・配布を行ない、今後も市民に対する情報提供を実施します。

また、建築物防災週間における防災相談窓口の開設、住宅月間における各種イベント及び雑誌掲載の機会を活用した情報提供に務め、市民意識の啓発に努めます。

---

## (2) 市ホームページ・広報誌での広報活動

本市は、市ホームページや広報にしのおもて「市政の窓」において、耐震診断・耐震改修についての広報活動を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

## (3) 班回覧による普及啓発

本市は、班回覧にあわせて、耐震診断・耐震改修及び地震時の対応などについての普及啓発資料を配付する等により、地震に対する安全性の向上に関して市民の理解を深めるよう努めます。

## (4) 出前講座等の実施

本市は、市民や建築物所有者等に対して、地震時の対応について正しい知識を身につけて頂く為に、出前講座を行うなど普及啓発活動に努めます。

## (5) 防災訓練と連携した取り組み

本市は、「西之表市防災計画」の定めに基づき行われる防災訓練等の機会を活用し、耐震化促進に関する各種対策をPRし、地震時の安全対策についての市民の理解を深めるよう努めます。

## 4 自治会等との連携に関する事項

本市は、町内会や自主防災組織等と連携することで幅広く市民に対し、建物の耐震化のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修・撤去及び家具の転倒防止等の様々な地震防災対策の必要性について普及啓発に努めます。

---

## IV その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 鹿児島県との連携

建築物の耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており、本市内における指導等は鹿児島県が行うこととなります。

本市では、市内特定建築物の情報提供など県と連携・協力して耐震化を推進します。

### 2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

建築・住宅行政連絡協議会、建築物安全安心推進協議会、関係団体等と連携して、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を実施します。

### 3 計画の検証

近年、社会経済情勢は急激に変化しており、耐震化の進捗が目標と整合しないことが想定されます。また、本市及び鹿児島県が所有する建築物については、中学校や高等学校の統廃合に見られるように、現在の公共施設配置の見直しが進むこと等が想定されます。

このため、本計画は、原則4年目に検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

